

豊田市低所得者利用支援費支給申請書

（令和 年 月分）

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号		2	3	2	1	1	6
			被保険者番号	0	0					
生年月日	明・大・昭 年 月 日									
住 所	〒									
	電話番号									
領収書毎の 対象金額 (介護サービス費)	①	円	⑥	円						
	②	円	⑦	円						
	③	円	⑧	円						
	④	円	⑨	円						
	⑤	円	⑩	円						
<p>豊田市長 様</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり、関係書類を添えて低所得者利用支援費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p>申請者 (被保険者) 氏名</p>										

注意：この申請書にサービス事業所が発行する領収書（領収明細書）を添付してください。
裏面に給付対象となる介護サービスを記載しております。

上記の利用費の助成を下記の口座に振り込んでください。

口座振込	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号						
	金融機関コード	支店コード	普通 当座 その他							
依頼欄										
	フリガナ									
	口座名義人									

注意：ゆうちょ銀行の場合・支店コードは郵便番号（5ケタ）を記入し、通貯貯金は普通 振替貯金は当座〇をつけてください。

豊田市 記入欄	要介護度	所得区分	対象サービス	給付制限対象
	要介護（ ） 要支援（ ） 事業対象者	該当・非該当	<input type="checkbox"/> わらわでの確認 <input type="checkbox"/> 一覧との確認	償還払化・差止め・給付減額

支給対象合計金額	支払い金額	備考（窓口等確認事項） 確認日 年 月 日	対応者

【対象サービス】

介護保険法等に規定する以下のサービスの介護サービス費が給付対象となる。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (5) 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導
- (6) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (7) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (8) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (9) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (10) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (11) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (12) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (13) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (14) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (15) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (16) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (17) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (18) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (19) 法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導
- (20) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (21) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (22) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (23) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (24) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (25) 豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1項ア（ア）に規定する介護予防訪問サービス
- (26) 豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1項ア（イ）に規定する生活支援訪問サービス
- (27) 豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1項イ（ア）に規定する介護予防通所サービス
- (28) 豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1項イ（イ）に規定する生活支援通所サービス